

岩稜会発行・三重県山岳連盟発行

※ 緑字は編者注

昭和 34 (1959) 年 8 月

ナイロンザイル事件に終止符をうつにさいしての声明

岩稜会

遭難防止は、山へ登るもののひとしく望む所であります。また私達の社会を少しでも幸福にしたいということも、私達の願いであります。しかしながら社会の出来事の中には、そのまま放置しておいたのではそれが前例となってそれらに重大な悪影響をもたらすものがあります。こういうものに対しては、その事件を追求し、悪影響を及ぼさないような解決（以下これを正しい解決と呼びます）にまで持って行くことが必要であると思います。

「ナイロンザイル事件」はまさにそういう性格の事件であると考え、私達は、この事件の直接関係者として、このような解決を求めて過去 4 年半努力してきたのであります。

その間、新聞、ラジオ、雑誌、学者グループの要望書、山岳団体の声明等でしばしば取り上げられ、それに井上靖氏の小説『氷壁』のモデルとなり、多くの人々に知られ、多方面から正しい解決のためあくまで努力を続けるようにとご激励をいただきました。

しかし今回、多数の学識経験者のご意見をいただき、その結果、左記（下記）の解決をもって正しい解決に到達しえたと考え、これをもってこの事件の追求に終止符を打つことにした次第であります。

社会の秩序と幸福を願う人々にとっては、こういう解決の方法ではご不満の点もおありかと存じますが、事情ご賢察いただきまして、なにとぞご寛容いただきますよう伏してお願い申し上げます。なお、これまでいろいろとご指導、ご鞭撻いただいた方々のご厚情に対し衷心から厚くお礼申し上げる次第であります。

記

（イ） まず、私達は誰のどの行為を問題にしているかという点を記します。それは昭和 31 年 6 月発行しました「ナイロンザイル事件」なる印刷物の冒頭宣言にかかげましたように、大阪大学教授であり、当時日本山岳会関西支部長であり、登山用具の権威者である篠田軍治氏が昭和 30 年 4 月 29 日愛知県蒲郡市東京製綱株式会社内において、新聞記者、登山家多数の面前でザイルの性能に関する公開実験をなされましたが、そのときの篠田教授のご行為を私達は問題にしているのであります。

それは昭和 30 年 1 月 2 日北アルプス前穂高岳で登山者が遭難死し、その死因について同行者の報告の真偽をめぐり同行者に重大な醜行容疑がかけられましたが、その死因鑑定の立場にある篠田教授は、公開実験前の予備実験によって、同行者の報告は正しくその容疑は無実であることを確認せられましたが、公開実験ではその容疑が事実であるとする特殊の実験を行われました。

また日本山岳会関西支部長という立場上、登山者の危険防止を十分考えられなくてはならないのに、公開実験前の実験によってナイロンザイルに從來知られていない重大な欠点を熟知せられながら、その欠点が全くないことを示す実験のみを行われました。(注 1)

(ロ) 次に篠田氏のかかるご行為が前例となって、今後社会の秩序をみだす危険性があるという点について述べます。

私達は篠田氏のご行為は、例えば「乳幼児の死因は、ミルクに致死量の砒素が入っていたためだということを実験で確認した最高権威の教授が、ミルクには砒素が入っていなかったと発表した」ということとまったく同じであると考えます。

篠田氏のご行為は遭難現場にいた同行者に死因についての無実の容疑をかけるという不当な人権侵害をなし、かつ一般登山者の生命を危険にさらした反面、ザイルメーカーは死因について当局並びに遺族の追及をのがれ、かつ、もともと良心的なメーカーであったという信用を確保する点で莫大な利益を得たのであります。

従って、もし、著名な学者である篠田氏のこのご行為がそのまま容認されるようならば、今後メーカーの過失にもとづく人命喪失が発生した場合、メーカーは今回の事件をよい前例として学者に依頼し、事実をまげて自己の方を不当に有利にし、一方、無実のものに罪をなすりつけたり、大衆の生命を危険にさらすという人権の不当侵害があいつぐことが容易に想像され社会秩序がみだれると考えられるのであります。

更に大切なことはこの文明の発達した複雑な社会で、お互いの生命が維持されていくのは、おたがいの生命を尊重し合い、とくに生命にかかわる品物を取り扱う人々は、危険防止のための万全の注意をすることが絶対に必要なのであります。国民の指導者である著名大学教授のこのような行為は「危険防止のための万全の注意」の強調を空虚なものとするはもとより誇大宣伝が他人の生命を無視してまで行われること(実質的に殺人と何らかわりありません)に足場を与えるなど、まことに影響は大きいと考えます。

(ハ) さて篠田教授のご行為による将来への悪影響をのぞくにはどういう状

態にすればよろしいか、またそれに向かって私達はどのように努力したかという点について記します。

この事件でさらに悪いことには、篠田氏はこういうことは別に悪いことではないと説明しておられ（注2）一部学者の間にもそういう見解を取る人々があるということでもあります。（注3）もちろん他方ではそれではいけないとする人々があり、（注4・注5・注6）現にその相反する2つの見解が対立しているわけですが、私達は社会の将来にとってこれはまことに重大だと思いました。

この問題は、大衆の生命に直接かかわることであり、同時に社会に大きな影響力をもつ学者のあり方に関することであって、この問題を見解の相違とか、水掛け論のままでおいておくことは絶対に出来ないと考えました。

今後の影響をのぞくには何としても篠田氏に「自分の行為は悪かった」と遺憾の意を表していただくか、少なくとも「そういう行為は拙い」ということを客観的に確立しなければならないと考えました。

そこで私達はその点、直接篠田氏にお願いすることはもとより、篠田氏のご行為を今後の影響上拙いと考えられた朝日新聞専務信夫韓一郎氏（昭和32年6月）や大阪大学学生部長森河敏夫氏（昭和33年8月）からも篠田氏にその点をお願いしていただきましたが、篠田氏は主張をまげられず、もはやこれを遂行するには篠田氏のご行為によって少なくとも相当期間死にまさる不当な迷惑をうけた私達から「遺憾の意を表していただく」という点で民事訴訟によって争う以外に手段はないように思われ、事実その決心をしたこともありました（時効は催告によって現在なお続いています）現社会事情のもとでは、訴訟という方法は経済的にも困難の多い方法であって、これによって果たして初期の目的が得られるかどうか確信は持ちにくいと、次第に考えるようになりました。

何か他に良い方法はないかと苦心しておりましたが今回、つぎの方法によれば「そういう行為は拙い」ということを客観的に確立するとともに「篠田氏はそういう行為をなされた」という点も確立し得たと考えましたので、この方法を採用することにいたしました。同時にこれによってこの事件に終止符を打とうと考えたわけでもあります。

（二） それはどういう方法かと申しますと、これまでの経過の中ですでに見いだされるものであります。つまり昨年10月と11月に篠田教授に公開質問をさしあげ、これが新聞、ラジオに大きくとりあげられましたが、この反論が篠田氏からなされこれまた新聞、ラジオを通じて報ぜられましたがそれは、「ナイロンザイルに欠点があることは明らかである。4月29日の公開実験は、

船舶、飛行機に関する実験であって、ザイルとは無関係である」というものでありました。

つまり、篠田氏は、従来の主張を急に換えられたわけであります。従来篠田氏は、既述しましたように、私達の申し上げている事実を全部認め、しかもそれは別に悪いことではないという主張でありましたが、今回はじめて「そういう事実はない」といわれたのであります。

何故、従来の主張を換えられたのでしょうか。もし、そういうことが悪くないと真実考えていられるのならば、従来通り、「悪いとは思わない」といわれてもよいはずでありましたのに、その主張を急に換えられたのは、「従来の主張では押しきれなくなった。」つまり、「そういう行為は悪いことだ。」と気付かれ、そのために今回、「そういう事実はない。」というように主張を変更されたと考える以外にありません。

しかも、「あれは飛行機、船舶のロープの実験でザイルの実験ではない」というご発表はあとからも述べますように、万人のみとめがたいところで、そういう明らかなうそをいつまでも従来の見解を換えられたということは、篠田氏ご自身、「そういうことは非常に悪いことだ。」とはっきり認められたものと考えてよいと思います。

つまりここにおいて私達は篠田氏並びに同氏をめぐる一部の学者の従来からの主張は（とくに注3に記したU教授のご見解を含め）誤りであったということ客観的に確立し得たと考えるものであります。

真実をまげ、他人の生命、名誉を不当におかしてまで、メーカーを有利にするという学者の行為は正しいものではないということが、実にこれだけの年月をへて、はじめて確立したということは感慨無量であるとともに、これはひとえに私達を応援して下さった実に多くの人々のお力添えのたまものと喜びにたえないのであります。

私達は今後かりに誰かが篠田氏の行為が正しかったということで、まきかえしてしまおうとしましても、（これは十分想像されることですが）以上の点でくいとめることは確かに出来ると信じ、これをもって正しい解決をなしえたと思うのであります。

実際、水掛け論のままでは、「まきかえし」はくいとめられず、よいことか悪いことか分からなくされてしまい、今後ともメーカーと学者によってこうしたことが、行われるに違いありません。それが、「こういうわかりきったウソをいわねばならなくなってしまった。」という結果で終わったということであれば、よもや、「篠田氏の行為は良心的だった。」という点にまでまきかえされるはずはないと考えるのであります。（中部日本新聞社内では、篠田氏のこの反論発表以来、誰一人として篠田氏を支持する人はいなくなったということ

あります。(K記者の談)

(木) さて、ここにおいて篠田氏にそういう行為があったとすれば、それは悪いことだ、篠田氏としては反省すべきことだということがはっきりしたわけではありますが(これは判例からも当然すぎることです。注7)次の問題点は、篠田氏にそういう行為があったかなかったかという点であります。

著名学者がそういう行為をなされるということは、実際には重大だとは思いますが、実は私達はこの点は今としては追求しようとしまいとどちらでもよいという気がします。この問題は篠田氏個人、あるいはそれを追求した私達との問題にすぎないのであって、「そういうことが、善いことか悪いことか。」という前記の大衆の生命に直接かわる善悪の判断の問題に比すれば、まるで僅少な問題であるからであります。

しかし、ここまでの事件でありますから、この点についても少々述べさせていたきたいと存じます。

4月29日の公開実験は篠田氏によれば、「ザイルと無関係な船舶、飛行機の実験」であり私達によれば「ザイルに関係のある実験」なのであります。もとより、あの実験がザイルに関係あるものであったということになれば、ザイルという生命にかかわる品物の公開実験で、何故欠点を知りながら、しかも観衆はその欠点を知らないことを承知しつつ、逆にその点をも長所とみせる実験を行ったかという質問に、篠田氏は答えられるはずはなく、篠田氏のご行為はまことに非良心的な行為だったということになります。

一方あの実験がザイルに関係がないとすれば、私達はもとより朝日、毎日、中日、はじめ各新聞、登山家がそのように勘違いしていたことになります。それならば、あの実験は篠田氏のいわれるように、「ザイル」とは無関係の実験だったのでしょうか。あの実験では、「これは前穂高岳の遭難のときにつかったザイルと同種のナイロンザイルです。」といわれております。また、「この通りナイロンザイルを45度の岩角にかけておおむね人間の体重に等しい錘をおとした場合でも麻ザイルより強い。」ともいわれております。それにもっとはっきりしているのは篠田教授ご自身になる論文中に、東京製綱での実験は、ナイロンザイル切断原因究明のための実験の一部であると記されていることであり、また検察庁の調書でもその点は明らかに認められております。

要するに篠田氏のこの反論がウソであることは、篠田氏ご自身が一番よく知っていられることであり、篠田氏にそういう拙い行為があったことは、今となっては、周知の事実であります。

(へ) 要するに、「その道に権威の大学教授が、ナイロンザイルが岩角で重

大な欠点を持つことを、すでに承知しておりながら、かつ『岩角でも欠点がありませんね』と語りあっている登山家、報道関係者を目前に見ながら、その岩角で欠点をあらわさないという特殊の実験を黙って続ける」という行為は、良心のカシャクのためとうてい出来ない行為なのであります。

もしくは、その行為は、もしその行為をすれば、今回のようにこのわかりきったウソを、大学教授であり教育者である自身が発表せざるを得なくなるという、そういう恐ろしい行為なのであります。私達はこの点をはっきりと確立したと考えます。同時に、篠田氏も深く、反省していただけるに違いないと確信するのであります。

(ト) さらにもう一つの点は、篠田氏にもし以上のことで反論されたいお気持ちがおありならば、私達と公開の場で会っていただきたいということであります。私達は上記を証明する資料を持って参上します。

なお、公開の場について、私達はとくに、大阪大学工学部教授会の席を切望します。この問題は、単に篠田氏または一部工学部教授個々人の問題でなく、国立大学教授のあり方に関する問題であり、生命に直接かかわる問題であり、もとより国民にとって最大の関心事であり、このお願いは決して筋違いではないと確信します。

この点につきまして工学部教授会のお力添えをいただきますれば幸甚と存じます。

しかしながら、それについて篠田氏は、従来でも、そうであられたように、おそらく、「そういうものには、会えない。こういう声明は、詭弁だ。」とでもいわれるでしょうが、従来かくも多く、新聞、ラジオ、雑誌に掲載され（こういう篠田氏の名譽をキ損するようなことは、新聞、ラジオといえども高度の社会性と真実性とがなくては、いえないものであります。）また著名学者の要望書など多数出されていることから、一体、どちらが詭弁なのかは、どなたにも判っていただけたと思います。もし、篠田氏が、公開の場に現れない限り、あるいはそういう措置に出られないかぎり（例えば、私達を名譽キ損で訴えるか。もちろん私達は、真実性と社会性でもって闘います。）私達は、「篠田氏の行為は拙かった。」とここに声明するのであります。

(チ) 私達はいうまでもなくいまとなつては、篠田氏個人に何等恨みも持つものではありません。（注8）ただ、以上の点を明らかにすることは、とくに現在の社会事情としましては、今後の社会にどうしても必要なことであると考えているだけであります。

今回はこのような生ぬるい解決でもって終結しますが、実際、もしもこうい

う事件が今後とも起きるようなことがありましたならば、そのときこそは必ずや、大衆の怒りとなって爆発すると確信します。

国家公務員たるしかも最高の教育者たる学者が、特定の個人に対してばかりでなく、大衆の生命を危険にするなどということは、まさに人類の敵であるからであります。

もしもこのことが、先進国である西欧諸国で起きたとしましたならば、それは大変だろうと思います。

こうすることが正しいと考えられていられる学者に猛反省をお願いするとともに、今後二度とこのような不祥事が起きぬようメーカーも学者も十分自戒せられることを衷心からお願い申し上げます。

また、検察庁におかれましては、このような大衆の生命に大きな影響を及ぼす事件につきましては、多忙のため、調査が出来なかったといわれたり、政治的な配慮をなされずに（すべての者に平等であらねばならない法が、無力な一般民衆に対しては、苛酷（**仮借**）なく適用されますが、権力者（資本家を含む）に対しては政治的配慮なる「隠れみの」のもとに、全く適用されないのではないかということ）私達はこの事件を通じて残念ながら確信させられたのであります。）適切な判定をなされるよう伏してお願い申し上げます。

考えてみますのに、100 年以前までは、「斬り捨て御免」がいわゆる「おきて」として通用していた時代でありました。このような非民主的な制度も、これによって利益をうける人々がある以上、すてておいてもそのまま自然に改善されてゆくということは決してありません。私達の社会を幸福にするには、やはり正義と真実を求めてお互いにたえず努力することが絶対に必要だ考えるのであります。現在の社会は昔にくらべればおおくの人々の苦しい努力によってたしかに改善されています。しかし、まだまだこのような恐ろしいことが起きる世の中であります。

私達の苦しい出費と青春をかけたエネルギーが、社会の向上に少しでも役立つものならば、それは私達にとってただただ無上の喜びとするところであります。

注 1

（イ）中部日本新聞社ではこの公開実験を参観するため笠井亘記者ほか 2 名が出席され、その実験の様子が昭和 30 年 5 月 1 日「強度は麻の数倍」という見出しで 6 段ぬきで報道されましたが、その大要は「北アルプス前穂高岳でザイルが切れ、三重大学生が墜死したがこの事故に対処し、メーカーの東京製綱では工費 100 万円を投じてザイルの衝撃落下試験装置をつくったが、遺体捜索隊が穂高に向かったという 4 月 29 日篠田教授により多数の登山家、新聞記者の

列席のもとに大々的な実験が公開された。その装置は、身体の重さの錘をウィンチでまきあげ、45 度、90 度の岩角の上の任意の位置から落とすものである。この実験の結果前穂高岳で切断したザイルと同種のザイルを、45 度の岩角にかけ、切断時と同一条件で落下させたがザイルは切れず、また落下距離を数倍高くしてみても切れず、ザイルを岩角で横にこすりつける実験でも切れなかった。だから前穂高での事故がエッジ上の衝撃という想像は影がうすくなった。またナイロンザイルは鋭い岩角にかかったときには弱いのではないかといわれていたが、そういうときでも麻ザイルの数倍強いことが分かった」というものでありました。しかしながらそれからほぼ3年経過した昭和 33 年 4 月 3 日、同じ笠井亘氏の筆で「ナイロンザイルは岩角では 20 分の 1」という見出しでやはり6段ぬきで「篠田教授は 30 年 4 月 29 日の公開実験以前にナイロンザイルの重大な欠点を示す実験を行っておられながら、今もってその実験を公表されず、しかも公開実験では、前穂高岳の事故条件と同じという実験で切れない実験とか、45 度の岩角を使つての実験で、ナイロンの 8 mm は麻の 12 mm より強いという実験のみを行われた。もし篠田教授がナイロンザイルのおどろくべき欠点を示す実験結果を発表していられたならば、危険防止について妥当な方法が考えられ、今回ナイロンザイルが切断墜死した神戸大学の 2 名も助かっていたかも知れない」と報道されました。

なお、同記者からわれわれに対し「ナイロンザイルに関しては篠田教授は“強い面”のみ公開実験し、重大な欠点である（特に山に於ける）弱い面の公開実験を行わないのはおかしい事です。その意味におきまして大いに追求して頂く事が小生個人としても、また岳連のためにも必要と思います」というお手紙（原文のまま）をいただいております。

なお、公開実験で、45 度の岩角にかけたナイロンザイル 8 mm が麻ザイル 12 mm より強いという結果を示したのは、岩角が 0.5 mm ないし 2 mm という丸みがつけられてあったためであります（検察当局の調査）。

ナイロンザイルが衝撃に強いという点については登山界ではもともと周知であり、それが今回の遭難事故によって問題となったのは、岩角が穂高の岩のように鋭いときに（丸くないときに）ナイロンザイルが果たして欠点をもつものかどうかという点であります。つまり問題なのは遭難同行者のいうように、約 90 度の岩角にかけたナイロンザイルが約 50 cm ずれ落ちただけで切れるものかどうかという点であります。篠田教授はこの問題点をよくご承知であります。昭和 30 年 2 月 9 日大阪朝日新聞 4 階で日本山岳会関西支部によるナイロンザイル切断原因検討会が行われましたが、このときこの点が話題となり、篠田氏はこの会に支部長として出席しておられました。また篠田氏は、岩角が穂高で普通にみられるように手で押してみても痛い程度に鋭かったり、ギザギザがあっ

たりすれば、ナイロンザイルは麻ザイルに比して全く弱いということを公開実験前の実験で承知せられました。しかるに公開実験では登山者の安全にとって何の役にも立たない角の丸い岩を使って正反対の結果の出る実験を、しかも東京製綱の工場長が「ナイロンザイルはこのとおり岩角でも欠点がありません」と参観者に説明されているのを聞かれつつ、実験を反覆行われていたのであります。

また、なぜこういう岩角を使用されたという点について、昭和 33 年 1 月 29 日の大阪検察庁から送付されました告知には、篠田氏は「鋭い岩角でナイロンザイルが欠点をもつことは明白だから、丸い岩角で実験した」といわれ、東京製綱関係者では「岩角を丸くしないと、摩擦熱のため実験をくりかえすことが出来なくなる」また「運搬中に欠けるといけないから」と記されてあります。

(ロ) これについて昭和 33 年 10 月 21 日の朝日新聞の記事の一部(原文のまま)を記します。これは、われわれが篠田氏に対し公開質問を出しましたが、それに関して報じられたものであります。

「篠田教授は蒲郡での公開実験以前に、ナイロンザイルが岩角で重大な欠点を持つことを知りながら、そのことに触れず逆に欠点を全く示さない実験を行った。

(1) 同教授は昭和 30 年 1 月、岩稜会が須賀太郎名大工学部教授の指導で行った実験で、穂高の岩場で普通に見られるような稜角 66.5 度及び 47 度の角にザイルをかけた場合、事故の起きた同種のザイルに約 70 kg の重りを加えると切れるという結果を正しいと認めながら、公開実験では、稜角 45 度でしかも 2 mm の丸みのある岩角を使い、約 500 kg の重りを加えて、ことさらに強いという実験をみせた。

(2) 同教授自身も公開実験以前に東洋レーヨンで事故を起こした同種のナイロンザイルを使い、稜角 60 度の三角ヤスリでこすり、麻ザイルの 20 分の 1 の強度しか示さないという驚くべき欠点のわかる実験を行っていた。しかし公開実験では、ギザギザのない 45 度の岩角にナイロンザイルをこすりつける実験を行い、非常に強いという結果を示した。

このような実験は、長所、欠点ともよくわかるよう慎重に行うべきで、登山界の指導者として遭難を防ぐべき立場にある学者として疑わしい。

このような問題がウヤムヤにされるならば、今後悪徳メーカーが利益をうるために同様な実験を計画し、学者もこの前例を幸として受け入れることになり、生命が軽視されて人権侵害が跡を絶たない。」

なお、篠田教授の行われた問題のヤスリ実験(ナイロンが 20 分の 1 の強さという)のことは、1956 年 7 月発行、日本山岳会会報(金坂一郎氏執筆)に

記してあります。

注 2

大阪大学学生部長森河敏夫氏にはこの件で格別のお力添えをいただいておりますが、森河氏は「篠田教授はそういうことを悪いとは思ってられない」と非常に驚いて語られていました。また森河氏からいただいたお手紙の中でも「篠田氏とは考え方の基準が全く異なっていて話にならない」とかかれてありました。

注 3

昭和 33 年 4 月、関西の著名大学の教授 U 氏に、この件とは別の用件でお目にかかりましたが、そのときたまたまこの事件のことが話題にあがりました。それについて U 教授がいわれるには、

「私は篠田教授のご行為をべつに悪いとは思わない。実は私にも 4、5 年前にそれとよく似たことがありました。それは火災が起き、その原因について電気機器が不良であったか、それとも家族が不注意であったかということで問題になり、私が電気専門ですから、当局から私にその鑑定を依頼されました。私は早速調べましたところ、火災の原因は、その電気器具が当然銅を使わなければいけないところを、鉄を使ってあったため普通の取り扱いをしてもその部分が過熱して火災が起きたことがわかりました。ところがそれをそのまま発表しますとメーカーの信用が落ち、メーカーは非常に大きな損害をこうむることになるわけですが、そのメーカーは大メーカーですから、これは社会にとっても大きな損害ということになります。ところが「別に電気器具は悪くなかった」といえば、それは家人の失火となってその人には気の毒ですがその人一人だけの被害ですみます。国家的にみてどちらをとるべきかといえばもちろんメーカーを助けるべきです。私はこのように社会全体から判断して電気器具に異常はなかったと発表しました。私のとった方法は現在でも正しいと思っています。篠田教授のご行為はこれとよく似たケースで篠田教授がそうなされたのは正しいことだと思います」と語られました。

U 教授は本当にそう思っているようでありました。

注 4

この事件に関し多くの人々からお手紙をいただいておりますが次に 2、3 をあげます。

①某学者（原文のまま）

「わたくしは登山と無関係なのでお送りいただいた資料を見て見当ちがいのよ

うにおもいましたが読んでゆくうちに、だんだん重大な問題であることを感じました。井上靖の小説よりも事実そのものの方が力強く複雑で日本社会の内部を照らしだしています。日本の学者が会社に飼われているさまは如実に出ています。貴殿が屈せずがんばることを期待します。もし必要あれば微力ですが援助を惜しまないつもりです。」

②某著名登山家（多数著書あり）

「この問題は山岳会の腫物と相成り居りこれが明朗な解決は一にかかって尊台にあるものとの威を深くしました。今後共、御努力下さいまして明朗な社会の建設を期されるよう、茲に貴会に対し満腔の敬意を表します。」

③同じく

「ナイロンザイル事件がいまだ未解決あるいは、当局の裁定が歪曲されたまま葬られるおそれのあることは、岳会のため黙過出来ないものがありますので飽くまで登山の正しい発展のため貴会を支援する立場をとります。」

④著名評論家

「御送付下さいました諸文書を読み心ひかれました。この問題について無知であったことを自ら責めました。この問題は徹底的に究明されねばなりません。それは単にこの事件の関係者の黒白のためだけでなく、今後も起こりうるさまざまな同種類の問題のために必要です。（中略）もしその上に今日の日本では、あらゆる場合に発生することが想像出来るようなスキャンダルが背景に存在したとすれば大変なことです。真実はドルよりも弱いかなのような今日の日本で、真実をつらぬくことは大変な努力と困難を伴いますがもし御主張のような不明朗な形で事態がウヤムヤにされているのなら、あくまでもその究明のために奮闘して下さいよう希望致します。それは単に関係者個々人や貴会の名誉のためだけでなく、現社会の病根の一つにメスを入れることですから。」

⑤日本山岳会某理事

篠田教授のご行為はまったく驚くほかありません。いやそれどころか現在ナイロンザイルのこの明らかな欠点すら、ふたたびばかされてしまおうとしています。このためにも努力を続けられるよう期待します。

注 5

学者グループの要望書を記します。

拝啓 陽春の候貴殿には益々御健勝にわたらせられ大賀至極と存じます。

さて私達は、昭和 31 年 6 月 22 日名古屋地検に提出され、目下貴職の御審査になる告訴人石原国利氏、被告告訴人篠田軍治氏にかかる名誉毀損罪の訴に大きな関心をもつものであります。

そもそも、事故が防止され大衆の生命が守られるためには、衆知の「生命に関

する品物を取り扱う人々には、危険防止のための万全の注意義務が課せられている」という点がますます強調される以外にはありませんが、他方、それを取り扱う人々特に業者にとっては、面倒な製品検査とか欠点がある場合には、それを明らかにするなどの必要がおこり利潤に影響しますので、一部業者の中にはこの義務の軽視という憂うべき傾向があることも否定出来ません。

私達に関心をもつ上記の告訴には、「当然この義務を強調且つ実践すべき国民の指導的立場にある学者が、それを無視して社会に危険な状態をつくった」という点に対する追求が本質的に含まれるものと考えます。

本事件が社会的な問題として高まりつつあるとき、もしもこの正しい解決が社会に明らかにされず、ウヤムヤに葬られたならば、この義務軽視という一部の傾向に足場を与え、この義務強調への努力が響きのうすいものとなり、ひいては、大衆の生命が守られるべき根本の道德がくずれていくことが予想され、寒心にたえないところと考えます。

貴殿におかせられては、本件を十分に調査していただき、妥当な結果に導かれることを衷心からお願い申し上げる次第であります。

敬具

昭和 32 年 4 月 25 日

名古屋大学法学部長

信夫清三郎（印）

名古屋大学教授

名古屋大学山岳会会長

須賀太郎（印）

名古屋大学教授

小川太郎（印）

三重大大学教授

藤村次郎（印）

他 17 氏署名捺印

大阪地方検察庁
担当検事殿

なお、この告訴は昭和 32 年 7 月不起訴処分となり 7 月 31 日の朝日新聞には、検察当局の見解として「篠田氏の実験は良心的」と報道されました。しかもその理由はまったくなくとくの出来ないものであります。これは今後の社会の影響上まことに重大なことと思いますが、これについての私達の見解につきましては、山と溪谷社『岩と雪』（Ⅰ）（Ⅱ）の「ナイロンザイル事件」をみていただきたいと思います。

注 6

昭和 31 年 11 月 11 日発表された三重県山岳連盟の声明を記します。これはその一部が 11 月 23 日の朝日新聞に報道され、また奈良県吉野市で行われた

全岳連評議員会に緊急動議として提出され、全岳連としてこの問題を取りあげることを可決しました。

「昭和 30 年 1 月 2 日前穂高岳東壁でおきたザイル切断墜死事件並びに昭和 31 年 6 月 22 日、当時、日本山岳会関西支部長であられた篠田軍治氏に対する岩稜会石原国利氏の告訴事件は登山界にとっても、社会にとっても誠に遺憾な事件であった。今後再びこのようなことが起きないように原因が追求され、反省すべきところには反省がなされなくてはならない。我々はそういった意味でこれらをつぶさに調査してきたのであるがここにはからずも後に示す 9 項目の疑問にぶつかったのである。これらの疑問が関係者によってどのように解答されるかは知らないが、おそらく以下示す 2 つの誠に重大な疑惑につながってゆくものと確信する。

①生命に関する品物に関し……（メーカーに向けられたものであり、ここでは省略します）

②これらの疑問が示すものは誠に残念なことであるが、学者が学者としての立場を忘れ、真実をおかし、人命尊重の精神を犠牲にしてまでも、メーカーを不当に有利にしようとしているという結論に、みちびかれていかざるをえないところのものである。もとよりかかる行為は社会の最大の不幸となるものである。何となれば社会における唯一の絶対性・客観性をもつものとみなされている学者が、もしも不正に利用されるときは、もはやこの不正を追求する方法はなく、不正は横行し、社会は戦慄すべき状態となるにちがいないからである。

要するに上記 2 つの疑惑は大衆を生命の不安においおとし、社会の秩序を根底からくつがえすものであって絶対に黙過出来ないものである。しかしてこのような恐るべき事態から社会が救われるためには、これらすべてが明らかにされることによって厳に批判され、関係者において今後再びかかることがないよう十分な反省がなされる以外に道はないと考える。我々は次にこの疑惑の根拠となった 9 項目の質問を提出する。

篠田軍治氏に対して 6 項目の質問

東洋レーヨン株式会社に対して 1 項目の質問

東京製綱株式会社に対して 1 項目の質問

新保正樹氏に対して 1 項目の質問

質問の内容については省略します。

なお、これについて東京製綱社長三木氏は全岳連並びに三重県山岳連盟の代表に対して非を全面的にみとめ深甚なる陳謝の意を表せられました。（全岳連報告第 5 号）

学者であり教育者である篠田教授の不可解なご行為の結果として私達は不当にもたえられぬ日々を送ることになったのでありますが、当然その責任は追求可能でなくてはなりません。それには名誉毀損罪（刑法 230 条）があり、それについての判例は次のようなものがあります。（一般登山者の生命を危険にさらすことになった罪はもとよりであります但しここでは省略します。）

（１）演説の全趣旨及び当時の風説その他の事情によって一般聴衆をして何人がいかなる醜行をなしたかを推知せしめるに足る演説をしたときは名誉毀損罪が成立する（本件の場合演説を実験に、聴衆を観衆におきかえればよい）

（２）名誉毀損の訴訟において、もし合理的な人がその発表を原告について名誉毀損的であると認めるならば、被告が原告を名誉毀損する意志がなかったことを示すことは抗弁にならない（本件の場合、新聞記者は篠田氏の行為を名誉毀損的であると認めている）。

（３）そのような事実摘示をすることがはたして公益上必要であったかどうかということが問題の核心である（本件の場合、登山綱の実験であるとすれば、岩場で普通にみられる岩角よりも丸い岩角での実験というものは公益上何の役にも立たない）。

（４）通常人として当然払うべき注意を怠るならば不法行為が成立する。

（５）故意の責任は、……社会がその行為者に対しその行為に出でざりしことを期待し得べき場合であったに拘らずその行為を敢えてしたことを責むるをもってその精神となす。

注 8

篠田教授の公開実験後、私達は、周囲の白眼視の中に（私達の家族を含め）たえられぬ日々を送り、あまりにもひどいメーカーと篠田氏の仕打ちにただただ憤怒したのでありますが、その後多くの人々のご支援と私達の努力により現在では私達に向けられた不当な疑惑はまったく解消したと考えられるのであります。つまり、各新聞、週刊朝日、文芸春秋をはじめ、すべての山岳雑誌が報道していますように、私達は遭難現場の岩角を確認し（奇跡的な事実がありました『岩と雪』（I））その岩角を石膏にとって実験し、かつ遺体に結ばれていたザイルの切れ口の特殊の形状（階段状）は岩角による切断であることを理論的にも実験的にも証明しその結果、同行者の報告が正しかったことを立証したのであります（切れたザイル、石膏、実験の模様をはじめこの事件に関する資料は、昨年末以来、長野県大町市立山岳博物館に陳列されてあります）。

昭和三十四年八月

ナイロンザイル事件に終止符をうつにさいしての声明

岩
綾
会

本文

161 此の通り、且、此の通り、根原署長より、われわれは正に丁字路に上つたが、
結局、合開演、方法により、存続にはあり、少くもいふ事件に、終止符を打つた

遺囑防止は、山へ登るものひとしく道むすべ
あります。また私達の社会を少しでも幸福にした
いということも、私達の願ひであります。しかし
ながら社会の出来事の中には、そのまま放置して
おいたのではそれが前例となつてそれらに重大な
悪影響をもたらすものがあります。こういうもの
に対しては、その事件を追求し、悪影響を及ぼさ
ないような解決（以下これを正しい解決と呼びま
す）にまで持つて行くことが必要であると思いま
す。

「ナイロンザイル事件」はまさにそういう性格
の事件であると考え、私達は、この事件の直接関
係者として、このような解決を求めて過去四年半
努力してきましたのであります。

その間、新聞、ラジオ、雑誌、学者グループの
報道、山岳団体の声明等ではしばしば取り上げら
れ、それに井上靖氏の小説「水壘」のモデルとな
り、多くの人々に知られ、多方面から正しい解決
のためあくまで努力を続けるようにとご激励をい

いただきました。

しかし今同、多数の学識経験者のご意見をいた
だき、その結果、左記の解決をもつて正しい解決
に到達したと考え、これをもつてこの事件の追
求に終止符を打つことにした次第であります。

社会の秩序と幸福を願う人々にとつては、こ
ういう解決の方法ではご不満の点もおありかと存じ
ますが、事情ご賢察いただきまして、なにとぞご
寛容いただきますよう伏してお願ひ申し上げます。
なお、これまでいろいろのご指導、ご鞭撻いただ
いた方々のご厚情に對し衷心から厚くお礼申し上
げる次第であります。

記

(4) まず、私達は誰のどの行為を問題にしている
かという点を記します。それは昭和三十一年六月
発行しました「ナイロンザイル事件」なる印刷物
の冒頭宣言にかかげましたように、大阪大学教授
であり、当時日本山岳会関西支部長であり、登山

用具の權威者である篠田軍治氏が昭和三十年四月
二十九日愛知県蒲郡市東京製鋼株式会社内におい
て、新聞記者、登山家多数の前でザイルの性能
に関する公開実験をなされましたが、そのときの
篠田教授のご行為を私達は問題にしているのであ
ります。

それは昭和三十一年二月二日北アルプス前穂高岳
で登山者が遭難死し、その死因について同行者の
報告の真偽をめくり同行者に重大な随行容疑がか
けられましたが、その死因確定の立場にある篠田
教授は、公開実験の予備実験によつて、同行者
の報告は正しくその容疑は無実であることを確
認せられましたが、公開実験ではその容疑が事実で
あるとする特殊の実験を行なわれました。

また日本山岳会関西支部長という立場上、登山
者の危険防止を十分考えられなくてはならないの
に、公開実験の失敗によつてナイロンザイルに
従来知られていない重大な欠点を熟知せられなが

ら、その欠点が全くないことを示す実験のみを行
なされました。（注1）

(4) 次に篠田氏のかかるご行為が前例となつて、
今後社会の秩序をみだす危険性があるという点に
ついて述べます。

私達は篠田氏のご行為は、例えば「乳幼児の死
因は、ミルクに致死量の訛誤が入つていたためだ
ということを実験で確認した最高權威の教授が、
ミルクには訛誤が入つていなかったと発表した」
ということとまったく同じことであると考えます。

篠田氏のご行為は遭難現場にいた同行者に死
因についての無実の容疑をかけるという不当な人
権侵害をなし、かつ一般登山者の生命を危険にさら
した反面、ザイルメーカーは死因について当局並
びに遺族の追求をのがれ、かつ、もともと良心的
なメーカーであつたという信用を確保する点で莫
大な利益を得たのであります。

従つて、もし、著名な学者である篠田氏のこのご

行為がそのまま容認されるようならば、今後メー
カーの過失にもとづく人命喪失が頻生しました場
合、メーカーは今同の事件をよい前例として学者
に依頼し、事実をきめて自己の方を不当に有利に
し、一方、無実の者に罪をなすりつけたり、大衆
の生命を危険にさらすという人権の不当侵害があ
いつくことが容易に想像され社会秩序がみだれる
と考えられるのであります。

更に大切なことはこの文明の発達した複雑な社
会で、お互の生命が維持されていくのは、おたが
いの生命を尊重し合ひ、とくに生命にかかわる品
物を取り扱う人々は、危険防止のための万全の注
意をすることが絶対に必要なのであります。これが国民
の指導者である著名大学教授のこのような行為は
「危険防止のための万全の注意」の強調を空疎な
ものとするこはもとより誇大宣伝が他人の生命
を無視してまで行われること（実質的殺人と何ら
かわりありません）に足場を与えるなど、まことに

に影響は大きいと考えます。

(4) さて篠田教授のご行為による将来への悪影響
をのぞくにはどういう状態にすればよしいか、
またそれに向つて私達はどのように努力したかとい
う点について記します。

この事件でさらに悪いことには、篠田氏はこ
ういふことは別に悪いことではないと説明しておら
れ（注2）一部学者の間にもそういう見解を取る
人々があるというのであります。（注3）もち
ろん他方ではそれではないという人々があり、
（注4、注5、注6）現にこの相反する二つの見
解が対立しているわけでありまして、私達は社会
の将来にとつてこれはまことに重大だと思いまし
た。

この問題は、大衆の生命に直接かわかることで
あり、同時に社会に大きな影響力をもつ学者のあ
り方に關することであつて、この問題を見解の相
違とか、水増しのままでおいておくことは絶対に

出来ないと考えました。

今後の影響をのぞくには何としても徳田氏に「自分の行為は悪かつた」と遺憾の意を表わしていただくか、少くとも「そういう行為は拙い」ということを客観的に確立しなければならぬと考えました。

そこで私達はその点、直接徳田氏にお話しすることとはとより、徳田氏のご行為を今後の修養上拙いと考えられた朝日新聞専務員 藤井 一郎氏（三十二年六月）や大阪大学学生部長 森河 敏夫氏（三十三年八月）からも徳田氏にその点をお願いしていただきましたが、徳田氏は主張をまげられず、もはやこれを遂行するには徳田氏のご行為によつて少くとも相当期間にまさる不慮な遺憾をうけた私達から「遺憾の意を表わしていただく」という点で民事訴訟によつて争う以外に手段はないように思われ、専断その決心をしたこともありましたが（持効は僅かによつて現在なおおいています）

らかである。四月二十九日の公開実験は、船舶、飛行機に関する実験であつて、ザイルとは無関係である」というものでありました。

つまり、徳田氏は、従来の主張を急に覆えられたわけでありました。従来徳田氏は、既述しましたように、私達の申し上げている事実を全部認め、しかもそれは別に悪いことではないという主張で、ありましたが、今回はじめて「そういう事実はない」といわれたのであります。

河原、従来の主張を覆えられたのでしようか。もし、そういうことが悪くないと真実考えていられるならば、従来通り、「悪いとは思わない」といわれどもよいはずでありましたに、その主張を急に覆えられたのは、「従来の主張では押しきれなくなつた。」つまり、「そういう行為は悪いことだ。」と気付かれ、そのために今回、「そういう事実はない。」というように主張を覆えられたと考へる以外にありません。

現社会事情のもとでは、訴訟という方法は経済的にも困難の多い方法であつて、これによつて決して初歩の目的が得られるかどうか確信は持ちにくく、次第に考へるようになりまして、何か他に良い方法はないかと苦心してありましたが、今、つぎの方法によれば「そういう行為は拙い」ということを客観的に確立するとともに「徳田氏はそういう行為をなされた」という点も確立し得たと考えましたので、この方法を採用することにいたしました。同時にこれによつてこの事件に終止符を打とうと考えたわけでありました。

(一) それはどういう方法かと申しますと、これまでの経過の中に見いだされるものであります。つまり昨年十月と十一月に徳田教授に公開質問をさしあげ、これが新聞、ラジオに大きくとりあげられましたが、この反論が徳田氏からなされた新聞、ラジオを通じて報ぜられましたがそれは、「ナイロンザイル」に欠点があることは明らかである。四月二十九日の公開実験は、船舶、飛行機に関する実験ではない」というご発言はあつた。つまり、徳田氏は、従来の主張を急に覆えられたわけでありました。従来徳田氏は、既述しましたように、私達の申し上げている事実を全部認め、しかもそれは別に悪いことではないという主張で、ありましたが、今回はじめて「そういう事実はない」といわれたのであります。

しかも、「これは飛行機、船舶のロープの欠点でザイルの実験ではない」というご発言はあつた。つまり、徳田氏は、従来の主張を急に覆えられたわけでありました。従来徳田氏は、既述しましたように、私達の申し上げている事実を全部認め、しかもそれは別に悪いことではないという主張で、ありましたが、今回はじめて「そういう事実はない」といわれたのであります。

つまり、徳田氏は、従来の主張を急に覆えられたわけでありました。従来徳田氏は、既述しましたように、私達の申し上げている事実を全部認め、しかもそれは別に悪いことではないという主張で、ありましたが、今回はじめて「そういう事実はない」といわれたのであります。

たまものと考へたにたえないのであります。

私達は今後からいかに徳田氏の行為が正しかつたということ、まきかえしてしまおうとしましても、（これは十分想像されることですが）以上の点でいくとめることは確かに出来ると信じ、これをもつて正しい解決をなしたと考へるのであります。

実験、本議論のまゝでは、「まきかえし」はくいとめられず、よいことか悪いことか分らなくさうしてしまひ、今後ともザイルと学者によつてこゝろしたことが、行なわれるに違ひありません。それが、「こういうわかりきつたウソをいわねばならなくなつてしまつた。」という結果で終つたというところであれば、よもや、「徳田氏の行為は良心的だつた。」という点にまきかえされるはずはないと考へるのであります。（中部日本新聞社内では、徳田氏のこの反論発表以来、誰一人として徳田氏を支持する人はいなくなつたといふこと

とであります。（まきかえし）はくいとめられず、よいことか悪いことか分らなくさうしてしまひ、今後ともザイルと学者によつてこゝろしたことが、行なわれるに違ひありません。それが、「こういうわかりきつたウソをいわねばならなくなつてしまつた。」という結果で終つたというところであれば、よもや、「徳田氏の行為は良心的だつた。」という点にまきかえされるはずはないと考へるのであります。（中部日本新聞社内では、徳田氏のこの反論発表以来、誰一人として徳田氏を支持する人はいなくなつたといふこと

とであります。（まきかえし）はくいとめられず、よいことか悪いことか分らなくさうしてしまひ、今後ともザイルと学者によつてこゝろしたことが、行なわれるに違ひありません。それが、「こういうわかりきつたウソをいわねばならなくなつてしまつた。」という結果で終つたというところであれば、よもや、「徳田氏の行為は良心的だつた。」という点にまきかえされるはずはないと考へるのであります。（中部日本新聞社内では、徳田氏のこの反論発表以来、誰一人として徳田氏を支持する人はいなくなつたといふこと

とであります。（まきかえし）はくいとめられず、よいことか悪いことか分らなくさうしてしまひ、今後ともザイルと学者によつてこゝろしたことが、行なわれるに違ひありません。それが、「こういうわかりきつたウソをいわねばならなくなつてしまつた。」という結果で終つたというところであれば、よもや、「徳田氏の行為は良心的だつた。」という点にまきかえされるはずはないと考へるのであります。（中部日本新聞社内では、徳田氏のこの反論発表以来、誰一人として徳田氏を支持する人はいなくなつたといふこと

とであります。（まきかえし）はくいとめられず、よいことか悪いことか分らなくさうしてしまひ、今後ともザイルと学者によつてこゝろしたことが、行なわれるに違ひありません。それが、「こういうわかりきつたウソをいわねばならなくなつてしまつた。」という結果で終つたというところであれば、よもや、「徳田氏の行為は良心的だつた。」という点にまきかえされるはずはないと考へるのであります。（中部日本新聞社内では、徳田氏のこの反論発表以来、誰一人として徳田氏を支持する人はいなくなつたといふこと

とであります。（まきかえし）はくいとめられず、よいことか悪いことか分らなくさうしてしまひ、今後ともザイルと学者によつてこゝろしたことが、行なわれるに違ひありません。それが、「こういうわかりきつたウソをいわねばならなくなつてしまつた。」という結果で終つたというところであれば、よもや、「徳田氏の行為は良心的だつた。」という点にまきかえされるはずはないと考へるのであります。（中部日本新聞社内では、徳田氏のこの反論発表以来、誰一人として徳田氏を支持する人はいなくなつたといふこと

とであります。（まきかえし）はくいとめられず、よいことか悪いことか分らなくさうしてしまひ、今後ともザイルと学者によつてこゝろしたことが、行なわれるに違ひありません。それが、「こういうわかりきつたウソをいわねばならなくなつてしまつた。」という結果で終つたというところであれば、よもや、「徳田氏の行為は良心的だつた。」という点にまきかえされるはずはないと考へるのであります。（中部日本新聞社内では、徳田氏のこの反論発表以来、誰一人として徳田氏を支持する人はいなくなつたといふこと

とであります。（まきかえし）はくいとめられず、よいことか悪いことか分らなくさうしてしまひ、今後ともザイルと学者によつてこゝろしたことが、行なわれるに違ひありません。それが、「こういうわかりきつたウソをいわねばならなくなつてしまつた。」という結果で終つたというところであれば、よもや、「徳田氏の行為は良心的だつた。」という点にまきかえされるはずはないと考へるのであります。（中部日本新聞社内では、徳田氏のこの反論発表以来、誰一人として徳田氏を支持する人はいなくなつたといふこと

とであります。（まきかえし）はくいとめられず、よいことか悪いことか分らなくさうしてしまひ、今後ともザイルと学者によつてこゝろしたことが、行なわれるに違ひありません。それが、「こういうわかりきつたウソをいわねばならなくなつてしまつた。」という結果で終つたというところであれば、よもや、「徳田氏の行為は良心的だつた。」という点にまきかえされるはずはないと考へるのであります。（中部日本新聞社内では、徳田氏のこの反論発表以来、誰一人として徳田氏を支持する人はいなくなつたといふこと

とであります。（まきかえし）はくいとめられず、よいことか悪いことか分らなくさうしてしまひ、今後ともザイルと学者によつてこゝろしたことが、行なわれるに違ひありません。それが、「こういうわかりきつたウソをいわねばならなくなつてしまつた。」という結果で終つたというところであれば、よもや、「徳田氏の行為は良心的だつた。」という点にまきかえされるはずはないと考へるのであります。（中部日本新聞社内では、徳田氏のこの反論発表以来、誰一人として徳田氏を支持する人はいなくなつたといふこと

がありまね」と語りあつてゐる登山家、報道関係者を目撃に見ながら、その岩角で欠点をあらわさないという特殊の演技を繰つて脱ける」といふ行為は、良心の呵々たるためという出来な行為なのであります。

もしも、その行為は、もしその行為がそれ、今回のようにこのわきつきつたクソを、大学教員であり教育者である自身が発表せざるを得なくなるといふ、そういう恐ろしい行為なのであります。私達はこの点をばつかりと確立したと考へます。同時に、篠田氏も深く、反省していられるに違いないと確信するのであります。

(ト) さらにもう一つの点は、篠田氏にも以上のことで反論されたいお気持ちがありならば、私達と公開の場で会つていただきたいといふことあります。私達は上記を証明する資料を持つて参上します。なお、公開の場について、私達はとくに、大阪大

学工学部教授会の席を切望します。この問題は、単に篠田氏または一部工学部教授会々人の問題でなく、国立大学教授のあり方に關する問題であり、生命に直接かかわる問題であり、もとより國民にとつて最大の関心事でありこの問題は決して助言ではないと確信します。

この点につきまして工学部教授会のお力添えをいただきますれば幸甚と存じます。

しかしながら、それについて篠田氏は、従来でも、そうであつたように、おそらく、「そういうものには、会えない。こういう声明は、純粋だ。」とでもいわれるでしょうが、従来かくも多く、新向、ラジオ、雑誌に掲載され(このように篠田氏の名譽を損するようなことは、新聞、ラジオといへども高度の社会性と真実性がなくては、いえないものであります。)また著名学者の要説書など多数出されてゐることから、一体、どちらが眞實なのかは、どなたにも判つていただけたと思

います。もし、篠田氏が、公開の場に現れない限り、あるいはそういう権威に出られない限り(ト)私達は、私達の名譽を損で断るとか、もちろん私達は、真実性と社会性でもつて争ひます。私達は、「篠田氏の行為は拙かつた。」とここに声明するのであります。

(サ) 私達はいうまでもなくいまとなつては、篠田氏個人に何等恨みも持つものではありません。

(注) ただ、以上の点を明らかにすることは、とくに現在の社会事情としましては、今後の社会にどうしても必要なことであると考えているだけあります。

今回はこのような生ぬるい解決でもつて終結しますが、実際、もしもこういう事件が今後とも起きるようなことがありましたらば、そのときこそは必ずや、大衆の怒りとなつて爆発すると確信します。

国家公務員たるしかも最高の教育者たる学者が、

特定の個人に對してばかりでなく、大衆の生命を危殆にさらすなどということは、まさて人類の恥であるからであります。もしもこのことが、先進國である西歐諸國で起きたとしたならば、それは大変だろつと思ひます。

こういうことが正しいと考へられていられる學者に猛反省をお願いするとともに、今後二度とこのような不祥事が起きぬようゾーゾーも學者も十分自戒せられることを衷心からお願ひ申し上げます。

また、篠田氏におかれましては、このような大衆の生命に大きな影響を及ぼす事件につきましては、多忙のため、調査が出来なかつたといわれれば、政治的な配慮をなさず(すべの者に平等であらねばならぬ)が、無力な一般民衆に對しては、情けなく適用されませんが、權力者(資本家を含む)に對しては政治的配慮なる「隠れみの」

のもとに、全く適用されないのではないかといふことを私達はこの事件を通じて痛念ながら確信させられたのであります。適切な判例をなさるよう伏してお願ひ申し上げる次第であります。

考へてみますに、百年以前までは、「新し捨て御免」がいちやう「おきて」として適用していた時代でありました。このような非民主的な制度も、これによつて利益をうける人々がある以上、すてゝおいてもそのまゝ自然に改善されてゆくといふことは決してありません。私達の社会を幸福にするには、やはり正義と真実を求めお互にたえず努力することが絶対に必要だと考へるのであります。現在の社会は昔にくらべればおおくの人々の苦しい努力によつてたしかに改善されてゐます。しかし、まだまだこのような恐ろしいことが起きる世の中であります。

私達の苦しい出費と青春をかけたニルギが、社会の向上に少しでも役立つものならば、それは

私達にとつてただただ痛上の喜びとするところであります。

注1

(4) 中部日本新聞社ではこの公開実験を録攝するため笠井記者ほか二名が出席され、その実験の模様は三十年五月一日「強度は解の微増」という見出しで六段ぬきで報道されましたがその大要は「北アルプス前穂高岳でザイルが切れ、三重大学生が墜死したがこの事故に對照し、ローターの京浜口では工段百万円を投じてザイルの商業落下試験装置をつくつたが、遠体探査隊が樹高に向つたという四月二十九日篠田教授により多数の登山家、新聞記者列席のもとに大々的な実験が公開された。その装置は、身体の重さの倍をクインテで支え、四十五度、九十度の岩角の上の任意の位置から落すものである。この実験の結果前穂高岳で切断したザイルと同様のザイルを、四十五度の岩角にかけ、切断時と同一条件で落下させたが

ザイルは切れず、また落下距離を微増高くしてみても切れず、ザイルを岩角で横にこすりつける実験でも切れなかつた。だから前穂高岳の事故がニルギ上の落度という悲劇は影がうすくなつた。またナイロンザイルは弱い岩角にかつたときには弱いのではないかといわれていたが、そういうときでも麻ザイルの微増微減が分つた」といふものであります。しかしながらそれから三ヶ月三ヶ月経過した三十三年度四月三日、同じ笠井記者の筆で「ナイロンザイルは岩角では二十分の一」といふ見出しでやはり六段ぬきで「篠田教授は三十年四月二十九日の公開実験以前にナイロンザイルの重大な欠点を示す実験を行つておられたが、今もつてその実験を公表されず、しかも公開実験では、前穂高岳の事故条件と同じという実験で切れない実験とか、四十五度の岩角を使つての実験で、ナイロンの八ミリの麻の十二ミリより強いといふ実験のみを行なわれた。もし篠田教授がナイロン

ザイルのおどろくべき欠点を示す実験結果を発表していられたならば、危険防止について妥当な方法が考へられ、今岡ナイロンザイルが切實に記した神戸大学の二名も助かつていたかも知れない」と報道されました。

なお、岡記者からわれわれに對し「ナイロンザイルに關しては篠田教授は、強い面々のみを公開実験し、重大な欠点である(特に山に於ける)弱い面の公開実験を行わなかつたのはおかしい事だ。その意味におきまして大いに追求して頂く事が小生個人としても、また業界のためにも必要と思ひます」といふお手紙(原文のまま)をいただいた。

なお、公開実験で、四十五度の岩角にかけたナイロンザイル八ミリの麻ザイル十二ミリより強いといふ結果を示したものは、岩角が〇・五ミリのないし二ミリという丸みがつけられてあつたためであります。(検査当局の調査)

ナイロンザイルが断崖に掛くという点については、登山界ではもとより周知であり、それが今回の遭難事故によつて問題となつたのは、岩角が断崖の岩のように鋭いときに（丸くないとき）ナイロンザイルが果して欠点をもつものかどうかという点であります。つまり問題なのは遭難同行者のいうように、約九十度の岩角にかけたナイロンザイルが約五十度で折れただけで切れるものかどうかという点であります。徳田教授はこの問題点をよくご承知であります（三十年二月九日大阪朝日新聞四版で日本山岳会関西支部によるナイロンザイル切断原因検討会が行なわれましたが、このときこの点が諸君となり、徳田氏はこの会に支部長として出席しておられました）。また徳田氏は、岩角が断崖で普通に見られるように手で押してみて高い程度に鋭どかつたり、ギザギザがあつたりすれば、ナイロンザイルは断崖に比して金く弱いということを公明実験前の実験で承知せられ

ました。しかるに公明実験では登山者の資金によつて河の役にも立たない角の丸い岩を使つて正反對の結果の出る実験を、しかも東京製鋼の工場長が「ナイロンザイルはこれとおり岩角でも欠点がありません」と参観者に説明されているのを聞かれました。また、なぜこういう岩角を使用したかという点について、三十三年一月二十九日の大阪朝日新聞から送付された告知には、徳田氏は「鋭い岩角でナイロンザイルが欠点をもつことは明白だから、丸い岩角で実験した」といわれ、東京製鋼関係者では「岩角を丸くしないと、断崖のため実験をくりかえすことが出来なくなる」とまた「断崖中に欠けるといえないから」と記されてあります（註）これについて昭和三十三年十月二十一日の朝日新聞の記事の一部（原文のまま）を記します。これは、われわれが徳田氏に對し公明質問を出しましたがそれに對して報じられたものであります

「徳田教授は商部での公明実験以前に、ナイロンザイルが岩角で電大な欠点を持つことを知りながら、そのことに触れず断崖に欠点を示さない実験を行つた。

① 同教授は三十年一月、岩角会が須賀太郎名大工部教授の指導で行つた実験で、断崖の岩角で普通に見られるような鋭角六十六・五度及び四十七度の角にザイルをかけた場合、事故の起きた同様のザイルに約七十度程度の角の電りを加えると切れるという結果を正しいと認めながら、公明実験では、角四十五度でしかも二ミリの丸みのある岩角を使い、約五〇〇キログラムの重りを加えて、ことさらに強いという実験をみせた。

② 同教授自身も公明実験以前に原洋レコーンで事故を起した同様のナイロンザイルを使い、角六十度の三角ヤスリでこすり、断崖の二十分の一の強度しか示さないという著くべき欠点の田教授はそういうことを悪いとは思つていられな

い」と非常に驚いて語られていました。また森河氏からいただいたお手紙の中でも「徳田氏とは考え方の基準が全く異つていて話にならない」と言かれておりました。

注 3
昭和三十三年四月、関西の著名大学の教授で氏に、この件とは別の用件でお目にかかりましたが、そのときまたこの事件のことが断崖にあらがりました。それについて教授がいわれるには、「私は徳田教授のご行爲をべつに悪いとは思わな

かいをしてもその部分が過熱して火災が起きたことがわかりました。ところがそれをそのまま発表しますとメーカーの信用が落ち、メーカーは非常に大きな損害をこうむることになるわけですが、そのメーカーは大メーカーですから、これは社会にとつても大きな損害ということになります。ところが「別に電気器具は過熱しなかつた」といえば、それは断崖の失火となつてその人への免の論ですがその人一人だけの被害です。国家的にみてどちらをとるべきかといえどももちろんメーカーを助けるべきです。私はこのように社会全体から判断して電気器具に異常はなかつたと発表しました。私のとつた方法は現在でも正しいと思つています。徳田教授のご行爲はこれとよく似たケースで徳田教授がそうされたのは正しいことだと思ひます」と語られました。

田教授は本心にそう思つていられるようでありました。

注 4
この事件に關し多くの入々からお手紙をいただいておりますが次に二、三をあげます。

① 某学者（原文のまま）
「わたしは登山と断崖係なのでお送りいただいた資料を見て見当もいひのようにおもひました。読んでゆくうちに、だんだん重大な問題であることを感ぜました。井上靖の小説よりも事実そのものが力強く強硬で日本社会の内部を揺るがしてしまつてゐる。日本の学者が断崖に對つてい

の敬意を述べます。」
③ 同じく
「ナイロンザイル事件がまだ未解決であるいは、当時の政府が歪曲されたまま隠れるおそれがあることは、俗界のため懸念出来ないものがありま

かのような今日の日本で、眞実を明らかにすることは

大要な努力と困難を伴いますがもし御主張のよう
な不明朗な形で事案がウヤムヤにされているの
ら、あくまでもその究明のために奮闘して下さ
るよう希望致します。それは単に関係者個人や資
会の名譽のためだけでなく、現社会の病根の一つ
にメスを入れることです。

⑤日本山岳会某理事

徳田教授のご行為はまづたく驚くはかりありま
せん、いやそれどころか現在ナイロンザイルのこ
明らかな欠点すら、ふたたびかされてしまおう
としております。このためにも努力を凝けらる
よう期待致します。

注5

学者グループの要請書を記します。

拝啓 師春の侯貴様には益々御隆昌にわたらせ
れ大賀至極と存じます。

さて私達は、昭和三十一年六月二十二日名古屋
横に提出され、目下貴様の御審査になる告訴人石

もしもこの正しい解決が社会に明らかにされず、
ウヤムヤに葬られたならば、この難問を巡るとい
う一部の傾向に足場を失い、この難問解決への努力
が弱まるという事になり、ひいては、大衆の生
命が守られるべき根本の道徳がくずれていくこと
が予感され、痛心にたえないと考へます。
貴座におかれれば、本件を充分に調査して
いただき、妥当な結果に導かれることを衷心から
願ひ申上げる次第であります。

昭和三十一年四月二十五日

敬具

名古屋大学経済学部長 信田三郎 (印)
名古屋大学経済学部長 須賀太郎 (印)
名古屋大学経済学部長 小川太郎 (印)
名古屋大学経済学部長 徳村次郎 (印)
他 十七氏署名捺印
大阪地方検察庁 大坂地方検察庁 大坂地方検察庁

原田利氏、被告証人徳田三郎氏にかかると名譽毀損
罪の訴に大きな関心をもちつものであります。
そもそも、事故が防止され大衆の生命が守られる
ためには、衆知の「生命に關する品物」を取扱う人
々には、危険防止のための万善の注意義務が課せ
られている」という点がますます強調される以外
にはありませんが、他方、それを取扱う人々特に
業者にとつては、面倒な製品検査とか欠点がある
場合には、それを明らかにするなどの必要がこれ
り利便に影響します。一部業者の中にはこの
義務の重視という憂うべき傾向があることも否定
出来ません。
私達が関心をもち上記の告訴には、「当然この義
務を強調しつゝ裏切すべき國民の指導的立場にある
学者が、それを無視して社会に危険な状態をつ
つた」という点に対する追求が本質的に含まれる
ものと考へます。
本事件が社会的な問題として高まりつつあるとき、

なお、この告訴は、^{三十一}昭和三十一年七月三十一
日の朝日新聞に、^{三十一}徳田三郎の見解として「徳田
氏の説は良心的」と報道されました。しかもそ
の報道はまづたくなつとくの出発点のものであり
ます。これは今後の社会の発展上まことに重大な
ことと思ひますが、これについての私達の見解に
つきましては、山と徳田氏、岩と徳田氏、(一)の
「ナイロンザイル事件」をみていた読者かといと思
います。

注6

昭和三十一年十一月十一日発表された三重県山
岳連盟の声明を記します。これはその一部が十一
月二十三日の朝日新聞に報道され、また奈良県吉
野市で行われた金座連盟等に賛同勧誘として提
出され、金座連盟としてこの問題を取りあけること
を可決しました。
「昭和三十一年一月二日朝日新聞奈良版でおきたザ
イル事件の件並びに昭和三十一年六月二十二日、由

時、日本山岳会副会長であられた徳田三郎氏
に対する岩倉金右衛門利氏の告訴事件は登山界に
対しても、社会にとつても誠に遺憾な事件であつ
た。今後再びこのようなことが起きないよう原因
が追究され、反省するべきところには反省がなさ
れなくてはならない。我々はもういつた意味でこ
れらをつぶさに調査してきたのであるが、これは
からずも後に示す九項目の疑問にぶつかつたので
ある。これらの疑問が眞實に示すところによつて
罪咎されるかは知らないが、おもしろく以下示す二
つの疑に重大な疑念がたつてゆくものと感ぜ
る。

①生命に關する品物に關し……(メーカ)に向
けられたものであり、ここでは省略します。

②これらの疑念が示すものは誠に重要なことで
あるが、学者が學者としての立場を忘れ、真実を
おかし、人命尊重の精神を徹底してまでも、メ
ーカーを不当に有利にしようとしているという結

東京新聞記者会社に對して一項目の質問
岩倉金右衛門氏に對して一項目の質問
質問の内容については省略します。
なお、これについて東京新聞記者会三木氏は金
座連盟に三重県山岳連盟の代表に對して非を全面的
にのみと深甚なる原野の意を發表されました。
(金座連盟報告第五号)

注7

学者であり教育者である徳田教授の不可解な
行為の結果として教壇は不目にもたえられぬ日
を過すことになつたのでありますが、當然その反
応は追求可能でなくてはなりません。それには名
譽毀損罪(刑法二百三十五條)があり、それにつ
いての判例は次のようなものがあります。(一)後述
山岳の生命を危険にさらすことになつた事実はも
よりであります。ここでは省略します。
(1) 眞實の金座連盟及び当時の風潮その他の事情に
よつて一設法を以て何人がいかなる暴行をなし

論に、みちびかれていかざるをえないところの
ものである。もとよりかかる行為は社会の最大の不
快となるものである。何となれば社会における理
一の絶対性や普遍性をもつたものである。これは
衆知が、もしも不正に利用されるときは、もはや
この不正を追究する方法はなく、不正は横行し、
社会は腐敗すべき状態となるにちがいないからで
ある。
現するに上記二つの疑念は重大な生命の不安にお
いて、社会の秩序を根柢からくつがえすもの
であつて絶対に無視出来ないものである。しかし
てこのような恐るべき事案から社会が救われるた
めには、これらすべてが明らかにされることがよ
つて厳に批判され、関係者において今後再びか
ることがないよう充分な反省がなされる以外に選
はないと考へる。我々は次にこの疑念の根柢とな
つた九項目の質問を提出する。
徳田三郎氏に對して六項目の質問
岩倉金右衛門氏に對して一項目の質問

たかを通知せしめるに足る調査をしたときは名譽
毀損罪が成立する(本件の場合疑問を真実に、
調査を眞實にできなかったらよい)。
(2) 名譽毀損の訴訟において、もし合意付な人が
その発表を原告について名譽毀損的であると認め
るならば、被告が原告を名譽毀損する意図がな
つたことを示すことは批判にならない(本件
の場合、新聞記者は徳田氏の行為を名譽毀損的
であると認めていた)。

(3) そのような事実を提示することがはたして公
益上必要であつたかどうかということが問題の核
心である(本件の場合、登山界の安全であるとす
れば、岩倉で普通にもられる岩倉より先き岩倉
の山岳の生命を危険にさらすことは公益上何んの役にもた
ない)。
(4) 通告人として当然執らうべき注意を怠るならば
不法行為が成立する。
(5) 故意の責任は、……社会がその行為者に對し

注
8

とを立証したのであります（切れたザイル、石膏
夾心の機械をはじめこの事件に関する資料は、昨
年末以来、長野県大町市立山岳博物館に陳列され
てあります）。

手紙に云ふ「理屈」云々の盛衰。才文は親したうな。その後
ナインザウの「今神話」より、私たちはあたかも「五葉の経路」
に若くこれを知った。それ付、近年の「五葉」より「経路」も
たと今風の「経路」の踏査によつて、自然にもとつた